

◎新潟県告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館の物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館の図録等売払代金の徴収に関する事務
- 2 委託期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 委託を受けた者及び販売場所

委託を受けた者	販売場所
新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社	長岡市千秋3丁目278番地14 近代美術館内 ミュージアムショップKINBI
	新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI